ルス推進課産業

活性化グループ 551・1699

商工会 551 • 2927 ※ 対象

+ または夢 他 詳 細 募集 は、 要 項 集 をご 特設

間

中

0)

た

8

市

役

月

3

 \exists

(土)

は

※ 約 そ 200 の m 【主なり 13 東京 日(月) 1 な 実 $\bar{\mathsf{H}}$ お、 都 条件等】: 当 です。 以 施 前に生ま た 日 ゆ は り か 令 \mathcal{O} n 平 和 がある方 走 れた方 成 2 行 车 7 20 距 年 離 月 期

七夕まつり 庁につ 期間 7 の お知 一中の らせ

七夕ま 所 員として市 権を守る 問合せ】 聴係 躍 後 7 3 ため、 年 7 民間 ただきます。 0) 皆さん ちまざま 報 権 擁 0 護

人

委

な

す。 法 務局 をご 東 希 0) 望される では、 京 募集 確 都 認 を 11 現 る方は ただ 行 在 つ 聖 T き、 一火ラン

福 お 聖火ラン 生 申し 市 0 込 聖 ナー 申込方 みく 火 11 1) 選 直 ま 込み 日 申込 ※応募用 緒に (土) ナーに設置 福生市役 紙

は、

募集

要

領と

所

1

階情

(数に限

ŋ 報

考事務!

局

さ

京都 7 聖 03 (消印有記 み】受力 ます)。 火ラン 6 付 ナ 効 中。 $\dot{2}$ ま 選 /考事 でに 4 8 月 5 東 31 務

▲島田しのぶ氏

火ランナ た 0 0 の 公

0

ず

n

かの

りまし 東京都路 聖 大ラン オリンピ ナ 募が始 選 ツ 7

②応募用紙の郵送による申 jp/) 方法でお申 募 / www. 集 か ら申込 特 tokyo-runner. 設 し込みください。 サ 3 1 1 (htt

調整担当 【問合せ】 権擁護 護 2, た セ 氏 月 委員 9 が B 日 企 務大臣 付け 551 は 委嘱 画 閉 で、 庁 さ 嘱され から れ 島 課 ま 8 人権 企 ま す。 田 L

2 0 2 0	△報/△瑞/帝▲ 331•1329					
0	※8月第1週目は、七夕まつり開催のため、一部変更して実施します。					
2	相談内容	実施日	時間	場所	備考	
オリンピック覧	人権身の上相 談・行政相談	7日(水)		古役所 1 陛	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話 で秘書広報課広報広聴係へ。	
	登記相談	8日休)				
	相続遺言等 暮らしの手続 き相談	13 日(火)	午後1時30分~4 時30分			
	税務相談	22 日(木)				
	法律相談	9 日 (金) •14 日(水) •21 日 (水) •28 日(水)			予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で 秘書広報課広報広聴係へ。	
ください。	交通事故相談	15 日(木)	午後1時30分~4 時		予約制、先着3人(1人45分 ※相談日1か月前から電 で秘書広報課広報広聴係へ 相談日以外は東京都都民 声課 2 03•5320•7733へ。	
	少年相談	16 日(金)	午前9時~午後4時30分		予約制、警視庁八王子少年 センター ☎ 042·679·1082 へ。相談日当日は秘書広報 課広報広聴係へ。	
	介護保険相談		午 前 9 時 ~ 正 午、 午後 1 時~ 4 時	介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551•1764	
健センター	子ども相談	毎週	午前8時30分~午		子どもと家庭の相談・児童 虐待に関すること。 ☎ 539•2555	
	教育相談		後5時15分	教育相談室(子 ども応援館2 階)	教育についての悩み全般に 関すること。 教育委員会教育相談室☎55 1・7700※要事前連絡	

時 30 分 は市内の小規模事業者 【そのほかの相談】市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、 (市役所代表☎551・1511)、 心の相談、成年後見制度相談、 相談、権利擁護相談、心配ごと相談(社会福祉協議会☎ 552・5027)

平成 30 年度 情報公開制度・個人情報保護制度運用状況

▼情報公開制度

情報公開制度とは、市民の皆さんが必要とする市政 に関する情報を請求する権利を保障し、市民の皆さん からの請求に応じて市政に関する情報を市が公開する 義務を負うことにより、市民の皆さんが市政へ積極的 な参加をし、公正で開かれた民主的な市政を推進して いくことを目的とした制度です。

この制度は、市が保有している情報が対象となり、 公開することを原則としますが、個人のプライバシー に関する情報など公開できないものもあります。

・市政情報の公開請求などの状況

平成30年度の市政情報の公開請求などの状況は、 表1のとおりです。

・情報公開審査会

この審査会は、市政情報の非公開などの決定に対 する不服の申立てを審査し、情報公開制度の運営につ いて審議します。平成30年度は、1回開催されました。

▼個人情報保護制度

個人情報保護制度とは、自己の情報に限り、開示・ 訂正・利用停止を請求する権利を保障し、収集の制 限、適正な管理、利用・提供の制限といった個人情報 の取扱いに関する一定のルールを定め、個人のプライ バシーを保護する制度です。

・保有個人情報の開示請求などの状況

平成30年度の個人情報の開示請求などの状況は、 表2のとおりです。なお、訂正請求および利用停止請 求はありませんでした。

・保有個人情報取扱事務の届出状況

査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および 由をお知らせします)。 議会)は、市民の個人情報を取り扱う事務を開始し、 自己情報の訂正…必要な調査を行い、請求があった 変更し、または廃止しようとするときは、市長に届け 日の翌日から30日以内に訂正するかどうかを決定し、 出て、これを公示することが義務付けられています。 お知らせします(訂正しない場合は、その理由をお知 平成30年度の届出状況は、表3のとおりです。

・目的外利用と外部提供の届出状況

ることを基本としていますので、市の内部でほかの目 に原本の閲覧または写しの交付により行います(公開・

的に利用(目的外利用)したり、市以外のものに提供 (外部提供) したりすることは、原則として禁止され ています。しかし、①法令などに定めがある場合②あ らかじめ本人の同意を得ている場合③緊急かつやむを 得ない理由がある場合④実施機関が事務を進めてい くうえで公益上やむを得ないと認められる場合で個人 情報保護審議会の同意を得たとき、のいずれかに該当 する場合には、例外として目的外利用、外部提供をす ることができます。平成30年度の目的外利用・外部 提供の届出状況は表3のとおりです。

・個人情報保護審議会

この審議会は、個人情報保護制度の運営について 審議し、自己情報の非開示・非訂正・非利用停止など の決定に対する不服の申立てを審査します。平成30 年度は、3回開催されました。

▼制度を利用するには

・請求の方法

市政情報の公開・自己情報の開示などの請求や相談 …市役所第一棟5階「情報公開・個人情報保護コーナー (総務課)」にお越しください(電話などでは請求でき ません。請求書等については市のホームページからダ ウンロードして使用することもできます)。

※市政情報の請求は、インターネット(東京電子自治 体共同運営協議会の電子申請サービス)を利用しても 行えます。自己情報の開示などの請求時は、本人であ ることを証明する書類(運転免許証、健康保険証など) を、訂正の請求の場合は、訂正請求の内容が事実と合っ ていることを証明する書類も提示してください。

・公開などの決定

市政情報の公開・自己情報の開示…請求があった日の 翌日から14日以内に公開・開示するかどうかを決定し、 実施機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監 お知らせします(公開・開示できない場合は、その理

らせします)。

・公開などの方法

市民の個人情報は、収集の目的の範囲内で利用す 市政情報の公開・自己情報の開示…お知らせした日時

開示する情報によって、原本の写しを閲覧していただ く場合があります)。※自己情報の開示に当たっては、 本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保 険証など)が必要です。

・費用

・午前10時~正午、

午後1時30分

水·金曜日 後1時~4時

毎 週 月

15 日(木)

消費者相談

市政情報や自己情報の閲覧…無料

写しの交付や郵送…その作成などに係る費用

もくせい会館

商工会相談室

- ◆住民票の写しの請求など、別に法令などで手続き が定められているものについては、この制度は適用さ れません。
- ◆詳しくは市のホームページをご覧ください(制度の 概要、運用状況、関係条文、請求書等を掲載してい
- ◆市役所1階に「情報コーナー」があります。市政情 報について自由に見ることができ、コピー(有料)も できますのでご利用ください。

【問合せ】総務課法制係☎ 551・1536

〈表 1〉市政情報の公開請求などの状況

区分	請求	決定内訳			不服
区刀	件数	全部公開	一部公開	非公開	申立て
公開請求	25 (32)	22 (24)	3 (6)	0 (2)	0 (0)
任意的公開申出※	5 (3)	5 (1)	0 (2)	0 (0)	
合計	30 (35)	27 (25)	3 (8)	0 (2)	0 (0)
※任意的公開申出とは、市民の方など公開請求をすること					
ができる方以外の方からの請求です。					

〈表 2〉個人情報の開示請求などの状況

	() 内は平成 29 年度の件数					
Г	請求件数		不服申立て			
	再水件数	全部開示	一部開示	非開示	小服中立(
	10 (5)	8 (2)	2 (3)	0 (0)	0 (1)	

〈表 3〉保有個人情報取扱事務、保有個人情報目的外利用お よび保有個人情報外部提供の届出状況

()内は平成 29 年度の件数				
医分実施機関	保有個人情報 取扱事務件数	保有個人情報 目的外利用件数	保有個人情報 外部提供件数	
市長	396 (384)	191 (183)	65 (63)	
教育委員会	112 (113)	13 (13)	7 (7)	
選挙管理委員会	7 (7)	7 (7)	3 (2)	
監査委員	2 (2)	2 (2)	0 (0)	
農業委員会	2 (2)	2 (2)	0 (0)	
固定資産評価審査 委員会	1 (1)	0 (0)	0 (0)	
議会	4 (4)	0 (0)	0 (0)	
合計	524 (513)	215 (207)	75 (72)	

【地域の目で子どもを見守りましょう】夏休みになると、気分が開放的になり子どもだけで繁華街や危険な場所に行ったり、遅くまで遊んでしまうこともあるかもしれ ません。必ず、「誰と」「どこで」「何をして」遊び、「何時までに帰ってくるか」を子どもと約束しましょう。【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係☎551・1691